

令和3年度 第5回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年8月10日(火) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (26人)

会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	14番	松本幸男	委員
16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員	18番	數馬 豊	委員
19番	美田俊一	委員						

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (1人)

13番 筏津純一 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 梶本 幸敬

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和3年度第5回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の指名でございます。指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。10番 衣笠委員、11番 室山委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 13番 筏津委員が欠席でございます。台風による被害対応につき欠席届が出ております。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和3年度第5回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請でございます。議案の2ページのとおり3件の申請でございます。番号1は、〇〇〇〇〇〇地内における共同住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途地域で第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので第3種農地に該当します。原則許可でございます。番号2は〇〇〇〇地内における宅地の拡張でございます。申請地は都市計画用途地域で第1種中高層住居専用地域で第3種農地に該当し、原則許可でございます。番号3は〇〇地内における植林でございます。農地区分は小集団の生産力の低い農地で第2種農地に該当します。許可根拠は周辺農地に影響なしでございます。

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。議案の4ページのとおり5件の申請がございました。番号1は〇〇地内におけるコンビニエンスストアの建設でございます。農地区分は管理設道路沿道の区域に該当しますので第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇〇〇地内におけ

る宅地分譲でございます。申請地は都市計画用途地域第1種中高層住居専用地域に該当しますので、第3種農地で原則許可でございます。番号3は〇〇〇地内における駐車場の整備でございます。申請地は都市計画用途地域の準工業地域で農地区分は第3種農地に該当し、原則許可でございます。番号4と番号5は〇〇〇〇地内における宅地造成でございます。番号4は賃貸借による転用と番号5は売買による転用で種類が違いますので2つに分けた申請となっております。農地区分は都市計画用途地域の第1種住居地域で第3種農地です。原則許可でございます。

議案第28号 非農地・非採草放牧地現況証明申請でございます。議案の6ページと7ページのとおり7件の申請がありました。いずれも20年以上の非農地状態が認められる事案でございます。

議案第29号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。10ページから17ページのとおり21件の利用権設定の申し出と、18ページのとおり所有権移転が1件ございます。

最後に議案第30号 農用地利用配分計画については24ページから26ページのとおり10件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 只今説明がございました。それでは議事に入らせていただきます。1ページ議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。本件につきましては本日午前10時30分より、当番委員であります篠津委員の代わりといたしまして美田委員、鳥飼委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地調査に行っておりますので、代表して鳥飼委員より報告をお願いいたします。

鳥飼推進委員 はい、鳥飼です。先程おっしゃられました6名で現地確認に行っておりました。申請番号1番につきましては草が茂っておりまして、一応草刈りをしていただいて事務局が確認をして、許可をするような形になるかと思っております。2番、3番につきましては何ら問題はございませんでした。以上です。

議長 はい、只今報告ございましたとおり1番につきましては草が生い茂っておりまして農地の状態ではないということで、再度こちらから連絡をとり、草をきちんと刈っていただいた後に事務局で確認し、そこで承認をするという形をとるようにしております。後は報告のとおりでございます。皆さん、ご質問ございませんか。よろしいですか。

(質疑なし)

議長 ないようですので、議案第26号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして議案第29号 農用地利用集積計画の決定についてでございますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 なしということでございますので、進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。10ページ番号1番〇〇〇〇〇〇〇〇は6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 10ページ番号1番、〇〇〇〇〇〇の2筆2, 911㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、藤井委員の案件について事務局より説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。承認いたしますので藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議長 藤井委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして10ページ番号2番と11ページ番号3番は10番 衣笠委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(衣笠委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 10ページ番号2番、〇〇〇の5筆8，056㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。そのほか番号3番まで合計致しまして6筆、9，811㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい只今説明がございました議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認いたしますので衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議 長 衣笠委員へ、只今の案件につきましては承認されましたので報告いたします。続きまして13ページ番号9番は西谷推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは事務局。

事務局 13ページ番号9番、〇〇〇の1筆1，176㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい只今説明がございました西谷委員の案件につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認いたします。それでは西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

ておられ、あまり農業の経験っていうか、経験あるのは県の農業大学校で経験した程度であり機械等は持っておられません。その関係もありまして、その〇〇〇の上司の方と相談して現地等を案内したものですから、現地の土質等も調査され花木に適した場所をまた後日教えてもらいたいということで別れました。本人さんは、できたら安価な農地を〇〇地区で求めたいということを考えておられまして私のほうで希望に添うところの農地をまた選定し提案させて頂きたいというふうにお答えしたところです。以上です。

議 長 どうも大変ご苦労様でございました。まだまだ先に希望があるということで。続きまして②これは、衣笠委員お願いします。

10番 衣笠です。〇〇〇〇〇さんのこの4筆の田んぼにつきまして、自分の地元ということもあり7月の農業委員会後現地を見に行きました。それで4筆につきましては春先には雑草とか生えとったになと思って見にいきましたけども、4筆とも田んぼの中まで一応草刈りはしてありました。それで本人さんもとりあえず親戚の人に頼んで草刈りをしてもらいました、と。ただこの田んぼを借りてもらえる人は誰かおられませんかということで、探しましたけれども7月ということもあり近隣の方々とかあたってみましたが、田んぼまで行く道とかが多少狭くて、田んぼに入る道とかも。軽トラが通れるくらいですね、はい。で、通れるくらいということはそれなりのトラクターしか田んぼの中には入れないということを〇〇さんに説明して、7月も終わりだし今から話してもなかなか良い返事もらえてませんので、とりあえず今後誰か作りたいという人がおればあたってみたいと思います、と伝えました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。続きまして③河野委員。

7番 河野です。相談者の〇〇さんと今現在耕作しておられる〇〇〇さん2人にいろいろ話を聞きました。〇〇さん本人はお母さんのほうが大体田んぼを作っておられたので、お母さんが今の耕作しておられる〇〇〇さんに頼んでおられたという事情があつて。で、田んぼを管理しなるとお金を自分の方が払いたいと言われたようですけれどいらんということで、あんまり気の毒なんでこういう形で相談さしてもらったということで。今借りておられる〇〇〇さんのほうは、本人と話をして引き続き借りるようになるからそがに心配しないで欲しいということでありましたので、2人の話に任せたいと思っております。以上です。

議 長 はい、わかりました。ありがとうございます。続きまして④は美田委員の方で。

19番 今日休んでおられますけれども筏津委員のほうがあたっておられまして、とりあえず地元で誰か耕作してもいいという人がないかなということで呼びかけてますけど、どうも誰も今のところありません。今後またちょっと広げながら話を進めてもいいのかなと思います。現状は上の方の部分繁茂しておって、今の状態見たら誰も耕作できないという状況だというふうに。その事は伝えてあるというふうには聞いておりますけれども、ちょっと筏津さんから聞いているの

はそんなところでございます。私ちょっと今関わっておりませんが、そのような状況です。以上です。

議長

それではまた引き続きよろしく申し上げます。それでは（３）の農地パトロールの出発式について。

事務局

資料に沿いながら説明していきたいと思っています。農地パトロールの出発式ですけれども、何回も言いますけど8月20日9時からで、この会場になります。今週中に通知文等を発送する予定にしておりますけれども、昼食は事務局で準備しますよ、ということです。あと、資料5ページに沿っていきますけれどもねらい等は読んでいただければと思います。調査の内容としましては、これまで把握している農地の状況の変化を確認すると共にその地域として目視によって新たに発生した遊休農地の確認を行い、その旨を図面などに記録して返してくるという内容になっていきます。

続きまして6ページ以降の説明ですけれども、荒廃農地の定義という上段のところは各自読んでいただければと思います。荒廃農地の区分の判断ということで、令和2年度までA分類で再生利用が可能な荒廃農地とB分類で再生利用が困難と見込まれる荒廃農地です。A分類の方は※印しておりますけれども作物の栽培が行われておらず、通常の営農作業により営農を再開することが可能と判断する農地はA分類には該当しませんし、B分類のちょっと下の方ですけれども、B分類の場合だったら基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されているものはA分類とするということとなっております。

令和3年度にですけれども、7ページを見ていただきたいと思っています。これまで農地法上の遊休農地の措置に基づく利用状況調査というのと、農村振興局で実施していた荒廃農地調査を併せて農地パトロールを実施していたんですけれども、令和3年度から利用状況調査と荒廃農地調査が統合されたということになります。統合を整理した書類は8ページと9ページの表の方で記載しております。今日私がお話ししたいのはA分類、B分類さっき6ページのところで説明させてもらったんですけれども、ちょっとその違いがあるところだけ話をさせてください。A分類がこの7ページの2の調査内容の見直しについてなんですけれども、A分類が1号遊休農地aで草刈り等により直ちに耕作することが可能な農地か、1号遊休農地bって言って草刈り等により直ちに耕作することはできないが、基盤整備等の条件整備により再生可能となる農地とってA分類が遊休農地a、遊休農地面積bっていうふうに変ったというところだけちょっとご理解いただきたいと思っています。

合せて8ページ9ページになりますけれども、8ページは統合に係るポイントの整理ということで下が令和3年度からの表で、今説明した緑色になっている1号遊休農地a（緑）と1号遊休農地b（黄）に分かれていくし、あとB分類というのが再生利用が困難な農地という表現に変わるということになってきます。それが8ページ、9ページ重複してると思っていますけれども、9ページの新旧対照表でこれまでの荒廃農地調査の、真ん中のところなんですけれども、黄色くしてあるA分類というのが今説明した令和3年からは1号遊休農地aと1号遊休農地bという表現になりますし、B分類っていうものが再生利用が困難な農地という文言に変わっていったというところがございます。ただ、今日初めて説明させてもらいました。20日に農地パトロールを実施します。

その時には基本的に昨年と同じような考え方で進んでいただければいいかなと思っております。県、国等に報告するのは遊休農地 a、b というような表現も用いて提出しなければなりませんので、事務局の方で判断はしようかなというふうには考えておりますけれども。判断のしづらいところは農業委員さんの方に問いかけしたいかな、これはどういう状況の農地だったかなというのをちょっと問い合わせしたいというふうにも考えておりますので、パトロールしながら今のこともちょっと念頭に置いてまわっていただければありがたいかなということでございます。

最後に 10 ページで実施体制ということで 11 班に分かれてそれぞれお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議 長

この農地パトロールにまた言いたいと思いますが、例えばですね北谷と高城隣り合わせの谷なんですけれども、北谷のほうに高城の方の農地が結構あるんです。それが荒廃農地化しとるんですよ。高城の方がわざわざ見に来るわけにはなりませんので、北谷の方がパトロール中にそれを把握しておいて後でまた高城の方に教えてあげればきちんと a、b の登録ができると思いますので。そういう所がかなりあらへんかなと思うです、小鴨、上小鴨でしたかね。北谷の場合は社と北谷、北谷と高城が混ざっとる所がありますので、その点をパトロールの時によく把握しておいてください。よろしいですか。お願いいたします。なかなか高城から北谷まわりなれっちゅうわけにならんので、北谷まわる時によくわかりますので。大抵三江、福本のあたりです、高城の田んぼは。よろしくお願いしたいと思います。その他の項でありますか。はい、山本委員。

山本推進委員

午前中にですね、農高で青パパイヤの栽培に関する研修会これは 3 回目ぐらいになるんです、播種とか移植とか植え付けとかっていう研修がありまして。いよいよ最後の栽培の研修に入りました。なかなか花が咲かんって電話して来られる方もありますし、いろいろ私も初めてのことなのでよくわかりませんですけども、そろそろお花が咲きました、皆さん。もうちょっとしたら今月中には多分咲くと思います。でも雄の木というのものもあるそうなので、まあ、そこをよく見てください。それで今後ですね販売方法とか加工品の可能性とか、県の方もたくさん来ておられまして研修を行いました。県内の生産者のネットワークも作っていったらどうだろうかという話も出ましたので、今後この方面では組織化されると思います。それでおあつらえ向きって言ったらなんですけども大風が吹きましてですね、倒れたり葉っぱが飛んだりっていうようなことも皆さんの畑で見えてると思います。葉っぱが飛んでもね、上の方の葉が出とれば世話ないということでした。それから傾いたり、寝ちゃったのはちょっと起こして支えをしてやればいいし、ちょっとぐらい寝とつてもほっとけばいいんですって、ちゃんと大きくなりますので。そこら辺のことを参考にして作っていただきたいと思います。またあの出来た段階で、えっと出来ただけどどがにしようかいなってことでしたら、販売のほうを皆でまた考えていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

はい、その他の項で他にございませぬか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会といたします。

— 午後2時10分 閉 会 —